

「北海道苦情審査委員制度」のご利用を！

道の仕事に関して、みなさん自身の利害にかかわる苦情は、「苦情審査委員」に申し立ててください。

苦情の解決に向けて、簡易な手続きで、苦情審査委員が中立的な立場から、道の業務や制度の内容を調査するなど、迅速に処理します。なお、個人情報の保護には十分配慮します。

苦情の窓口は、道庁の「道政相談センター」のほか、各支庁の「道政相談室」です。

制度の概要と苦情申立書をセットにしたリーフレットを用意しております。苦情の窓口へ連絡してください。

道のホームページでも苦情審査委員制度をお知らせしています。トップページの相談窓口 道政一般からご覧ください。(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>)

苦情の申し立て方法は、所定の「苦情申立書」により郵送、ファックス、メールでも申し立てができます。

問い合わせ先

- ・北海道総合政策部知事室道政相談センター 電話 011 204 5022 FAX 011 241 8181
- ・上川支庁地域振興部総務課道政相談室 電話 0166 46 5903

戦後海外から引き揚げて来られた方々へ

税関では戦後、海外から引き揚げて来られた方々からお預かりいたしました約84万件余りの下記のような未返還の保管証券類をお返ししております。

終戦後、海外から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券。

帰国前に樺太（真岡、大泊、豊栄、留多加など）満州（瀋陽、吉林、撫順、鞍山など）にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券などのうち日本に返還されたもの。

返還の請求はご本人だけでなく、ご家族の方々でも構いません。「もしかしたら家にも・・・」とお気付きの方は、お気軽に最寄の税関までお問い合わせください。

[保管証券類とは・・・]

税関が保管している通貨・証券類には、携帯輸入が禁止された一定額を越えたものについて上陸港で引揚者から税関が預かった「上陸港扱いの保管物件」。外地からの引き揚げの際、在外公館または日本人自治会へ寄託され、最終的に税関に移管された「外地扱いの保管物件」があります。

問い合わせ先 函館税関監視部統括監視官部門 ☎ 0138 40 4244

10月1日から10月7日は公証週間です

あなたの意思や契約内容を明確にし、安心できる公正証書を利用しましょう

公正証書は、公証人が本人の意思を確認して作成する公文書です。

契約当事者の意思を法的に確保しながら内容を明確にするため、争いを未然に防止できますので、債務弁済、協議離婚に伴う養育費や慰謝料、売買、贈与、賃貸借のほか任意後見契約、尊厳死宣言、遺言書など広く皆さんに利用されています。

金銭トラブルでは、公正証書があれば裁判手続きが省略できます。

その他の内容については、完全なる強い証拠力があります。

遺言書を公正証書で作成すると法定相続にかかわらない遺言者の意思に基づく相続関係が実現できます。遺産をめぐる相続人間の無用な争いを避け、面倒な手続きを簡単にし、安心できる公正証書遺言を作成しましょう。

会社設立の定款作成に関する相談にも応じております。

相談は無料、秘密は厳守します。

問い合わせ先

旭川市6条通8丁目TR6.8ビル5階
旭川公証人合同役場 ☎ 0166 23 0098